

乳幼児医療制度について

◆対象者◆

0歳児から高等学校修了前まで ※ただし既婚者、就労者は除く
(誕生日から18歳に達する年度の末日まで)

◆助成額◆

入院及び外来医療の自己負担額(*保険診療分のみ)
ただし、入院時の食事療養費は全額助成ですが、病院等窓口でお支払いの上、領収書(レシート不可)・印鑑・振込口座の分かるものをお持ちの上、役場にて請求手続きを行う必要があります。

高額療養費、第三者給付(交通事故等)、その他の付加給付(会社等からの医療費の助成)は助成の対象外です。

◆助成方法◆

乳幼児医療費受給者証を医療機関や調剤薬局の窓口で医療保険証と一緒にご提示してください。

☆国民健康保険以外の医療保険加入の方は、「福祉医療費請求書」も一緒に医療機関や調剤薬局窓口にご提出ください。

◆必要な届出◆

対象者の住所、氏名、加入医療保険等に変更があった場合

◆受給者証の返還◆

- ・有効期限が切れた時
- ・他市町村へ転出する時

以上の場合は受給資格がなくなりますので、すみやかに芸西村役場へ受給者証の返還を行ってください。

お問い合わせ

芸西村役場健康福祉課

TEL 0887-33-2112